

【第3期飯能市障害児福祉計画】

成果目標	1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実			
区分	①児童発達支援センター ②保育所等訪問支援を活用しインクルージョンを推進する体制			
令和8年度目標	①1か所以上 ②充実			
市の考え方	令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実を図る。			
	令和6年度実施計画（実施計画）	令和6年度実績報告	令和7年度実施計画（案）	令和6年度 年間評価（案）
	<p>[市の役割]</p> <p>＜児童発達支援センターの設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援協議会「障害児支援・教育との連携部会」にて協議をすすめ、児童発達支援センター設置にむけて庁内調整を行う。 <p>＜保育所等訪問を活用したインクルージョンを推進する体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての地域で保育所等訪問が利用できるよう体制構築にむけて協議する <p>[障害者支援協議会の役割]</p> <p>＜保育所等訪問を活用したインクルージョンを推進する体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から部会の名称を「障害児支援・教育との連携部会」とし、教育センター及び市内学校の校長が部会に参画し、インクルージョン教育を推進するための基盤整備のための協議を開始する。 <p>[事業者・相談支援事業所の役割]</p> <p>＜保育所等訪問を活用したインクルージョンを推進する体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援協議会にて、インクルージョン教育を推進するための基盤整備のための協議に参画する。 ・事業所の拡充に向けた検討を図る。 	<p>＜市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの障害児支援部会による協議を踏まえ、埼玉県アドバイザー派遣事業を活用し児童発達支援センター設置準備を進めた。 ・県内他市町の取組について視察を行った（2か所） <p>＜協議会 障害児支援・教育との連携部会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から市内小学校長、学校教育課（教育センター）から委員が参画し、地域における児童発達支援センター等を中心とした障害児支援体制整備について協議した。 <p>＜事業者・相談支援事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業所（市内4事業所）が協議会障害児支援・教育との連携部会に参画した。また、市内で保育所等訪問支援事業を実施している市外事業所（1事業所）が参加した。 	<p>＜市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター設置準備をすすめる。 ・保育所等訪問支援事業の利用の拡充に向けて協議をすすめる。 <p>＜協議会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブな教育に関する基盤整備のため、障害児支援・教育との連携部会で抽出された課題について協議会全体会での協議を進める。 <p>＜事業者・相談支援事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援協議会に参画する。 	B

【第3期飯能市障害児福祉計画】

成果目標	2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
区分	重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
令和8年度目標	1か所以上		
市の考え方	令和5年度末現在、2か所確保済みであり、今後継続して確保していく。		
令和6年度実施計画（実施計画）	令和6年度実績報告	令和7年度実施計画（案）	令和6年度 年間評価（案）
<p>[市の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の状況を維持できるよう事業所を支援する <p>[事業者・相談支援事業所の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職を確保し、事業の継続を図る。 	<p>事業所設置数 2事業所</p> <p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 運営法人の事業継続にむけて助言を実施 <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職を確保し、事業を継続した。 	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 2事業者との連携を密にし、事業継続に向けて助言等支援する <p><事業者・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は事業を継続する。 相談支援事業所は、通所先事業所と連携し重症心身障害児や医療的ケアが必要な児及びその家族への相談支援を通じニーズに寄り添った支援を実施する。 2事業所への助言等を支援を実施。 	A

【第3期飯能市障害児福祉計画】

成果目標	3 医療的ケアを要するこどもを対象にした支援のための児支援のための関係機関の協議の場の充実及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置			
区分	①関係機関等が連携を図るための協議の実施 ②コーディネーターの配置			
	①充実 ②1人以上			
令和8年度目標	充実			
市の考え方	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の充実を図る。 令和8年度末までに、医療的ケアを要するこども等に関するコーディネーターを配置する。			
令和6年度実施計画（実施計画）		令和6年度実績報告	令和7年度実施計画（案）	令和6年度 年間評価（案）
<p>[市の役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市保健師による医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講 医療的ケア児等コーディネーターの配置や役割について協議する。 <p>[障害者支援協議会の役割]</p> <p><障害児支援・教育との連携部会></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等コーディネーターによる地域連携構築の取組について検討する。 		<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託相談事業所職員1名が県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、医療的ケア児等コーディネーターとして配置した。 <p><協議会 障害児支援・教育との連携部会></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児への支援について、医療的ケアを要する児を育てるご家族が参画し、児及び家族のニーズに基づき協議を進めている。 <p>※病気のこどもと家族の会ニモカクラブ主催の啓発事業「防災×あそび」への協力</p>	<p><市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市保健師が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講する他、相談支援専門員、訪問看護師等の受講を働きかける。 障害児支援に関わる事業所に研修受講を促す <p><協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等への支援について、当事者家族のニーズに基づく協議を継続する。医療的ケア児等コーディネーターの役割について協議する。 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、啓発事業「防災×あそび」に協力する。 	B